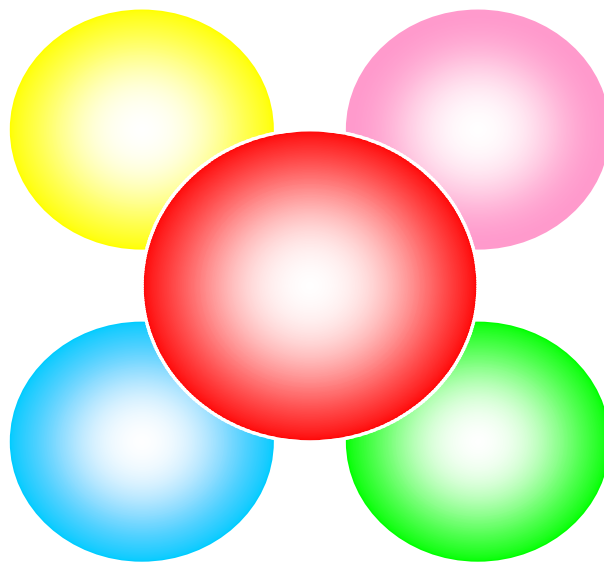


あたらしい障害福祉サービスの仕組み

障害者自立支援制度が始まります

<障害福祉サービス編>



障害者自立支援法による改革のねらい

- 1 障害者の福祉サービスを「一元化」
(サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。)
- 2 障害者がもっと「働ける社会」に
(一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。)
- 3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」
(市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。)
- 4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
(支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。)
- 5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化
 - (1) 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
(障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。)
 - (2) 国の「財政責任の明確化」
(福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。)

(出典：厚生労働省資料)

神奈川県・市町村

1. 利用者負担の仕組みが変わります H18.4~

応能負担から定率負担へ
 施設等での食費は自己負担へ
 所得の低い方への負担の軽減を実施します

支援費制度との比較

	支援費制度	障害者自立支援法
負担の仕組み	・所得・収入に応じた応能負担 (0円～全額)	・サービスの量に応じた定率負担 (負担能力に応じ、上限、軽減措置を導入)
扶養義務者の負担	・世帯、生計を一にする配偶者又は子の所得に応じた利用者負担あり	・扶養義務者の利用者負担を廃止
入所施設の自己負担	<身体障害者> ・医療費、特定日常生活費(被服費、日用品費等)は自己負担 <知的障害者>(更生施設・授産施設) ・個人の嗜好によるもの以外は自己負担なし(医療費等の自己負担分は公費負担)	<共通> ・医療費、食費、被服費、日用品費は自己負担に統一 (負担能力に応じた負担軽減措置を導入)

新しい利用者負担の仕組み

あらたな利用者負担	定率負担の原則 = サービス費用の1割		
所得に応じた月額負担上限	生活保護	0円	生活保護世帯に属する者
	低所得1	15,000円	世帯主、世帯員全員が市町村民税非課税の世帯に属する者であって、障害者本人(障害児の場合は保護者)の収入が80万円以下の者
	低所得2	24,600円	世帯主、世帯員全員が市町村民税非課税の世帯に属する者であって、低所得1に該当しない者
	一般	37,200円	上記に該当しない者

新制度による「世帯」とは・・・
 原則として「住民基本台帳上の世帯」です。例えば、同じ家にお住まいであってもサービスを利用する障害者とその他の家族が別々の住民票であれば、それぞれ独立した「世帯」として認定されます。
 また、例外として同一の住民票であったとしても、税制度や健康保険制度において、障害者が同じ住民票の他の世帯員の扶養になっていない場合は、障害者本人(及びその配偶者)を「世帯」として認定することもできます。

さまざまな軽減措置

自宅でサービスを受ける方、20歳未満の入所施設利用者の方

社会福祉法人減免 (当面3年間の経過措置)

- ・ 県等に届出た社会福祉法人等による負担軽減措置により、月額負担上限額を減額することができます。
- ・ なお、低所得1、2に該当し、申請者又は世帯の主たる生計者が一定の資産・預貯金を有していない場合に該当します。

グループホームに入居、入所施設に入所されている方

定率負担の個別減免 (当面3年間の経過措置)

- ・ 収入に応じ、月額負担上限額を減免します。例えば、障害基礎年金2級相当(約66,000円/月)までの方については、定率負担は0円になります。
- ・ 障害基礎年金2級相当以上の収入がある場合は、その超えた収入の50%(グループホームの場合その収入が年金や工賃等であれば15%(*超えた額が4.3万円以降は50%))が負担の上限額になります。
- ・ なお、低所得1、2に該当し、入所(入居)者が一定の資産・預貯金を有していない場合に該当します。

入所施設の実費負担の軽減及び補足給付

- ・ 個別減免後の定率負担及び食費等の実費負担を支払っても、手元に25,000円(*)が残るように補足給付(本来の実費負担額との実際に負担できる額との差額に対して行う給付)を行います。例えば、収入が障害基礎年金2級相当までの方は、補足給付後の実費負担額は41,000円となります。
- ・ (*)60歳未満の障害基礎年金2級受給者の場合
- ・ なお、当該施設入所者が、生活保護、低所得1・2の場合に該当します。

共通の軽減措置

高額障害福祉サービス費の支給

- ・ 同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合等に世帯の負担を軽減します。

生活保護への移行防止

- ・ 利用者負担を負担することで生活保護の適用対象となる場合は、生活保護対象とならぬよう負担を軽減します。

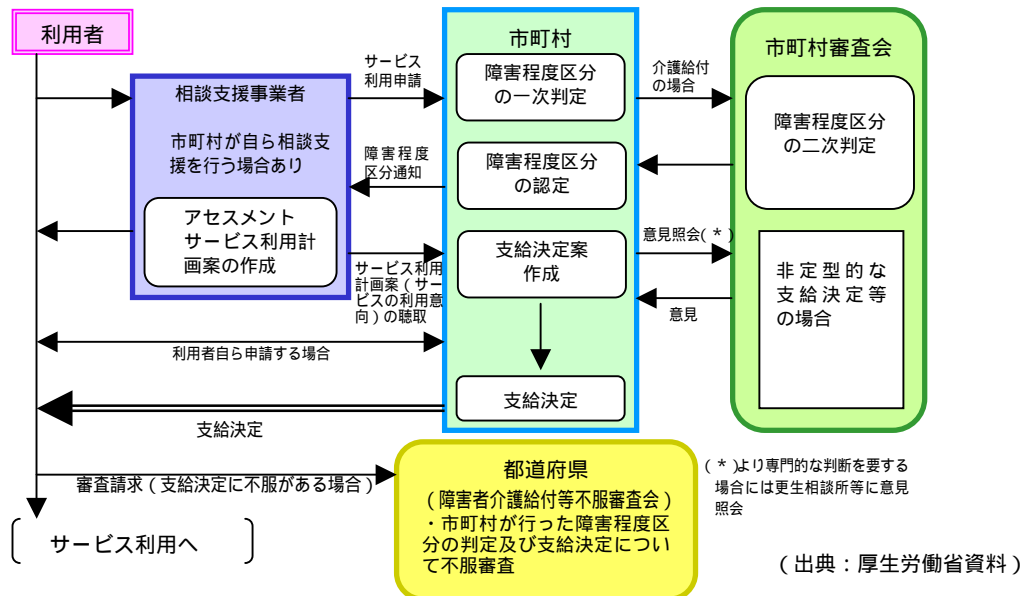
2. サービスの利用の仕組みが変わります H18.10～ (H18.9以前から順次実施)

相談支援（ケアマネジメント）が制度化されます

客観的な調査項目に基づき障害程度区分の判定（一次判定）を行います

市町村に障害程度区分の判定（二次判定）を行う市町村審査会を設置します

県に障害者介護給付費等不服審査会を設置します

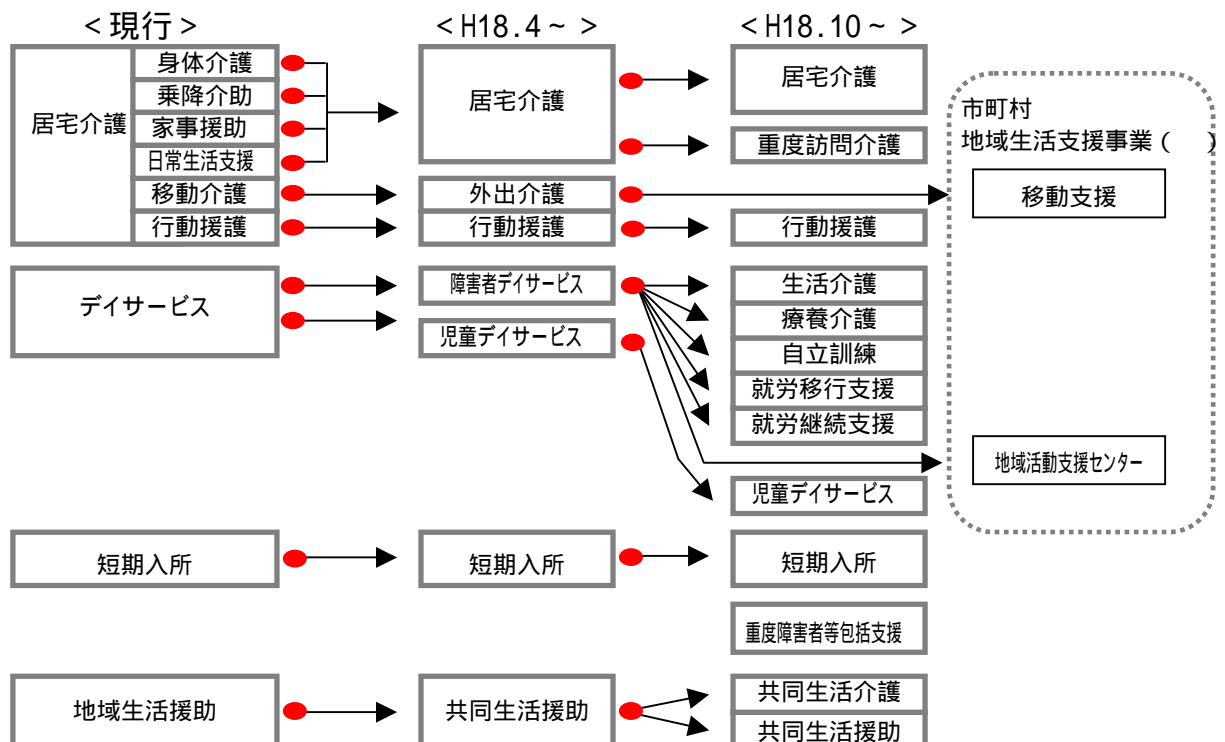


3. サービスの種類が変わります 一部施行H18.4～、全部施行H18.10～

(1) 居宅サービスの再編

障害種別ごとの居宅サービスをサービス種類ごとに一元化し、段階的に新体系に移行します

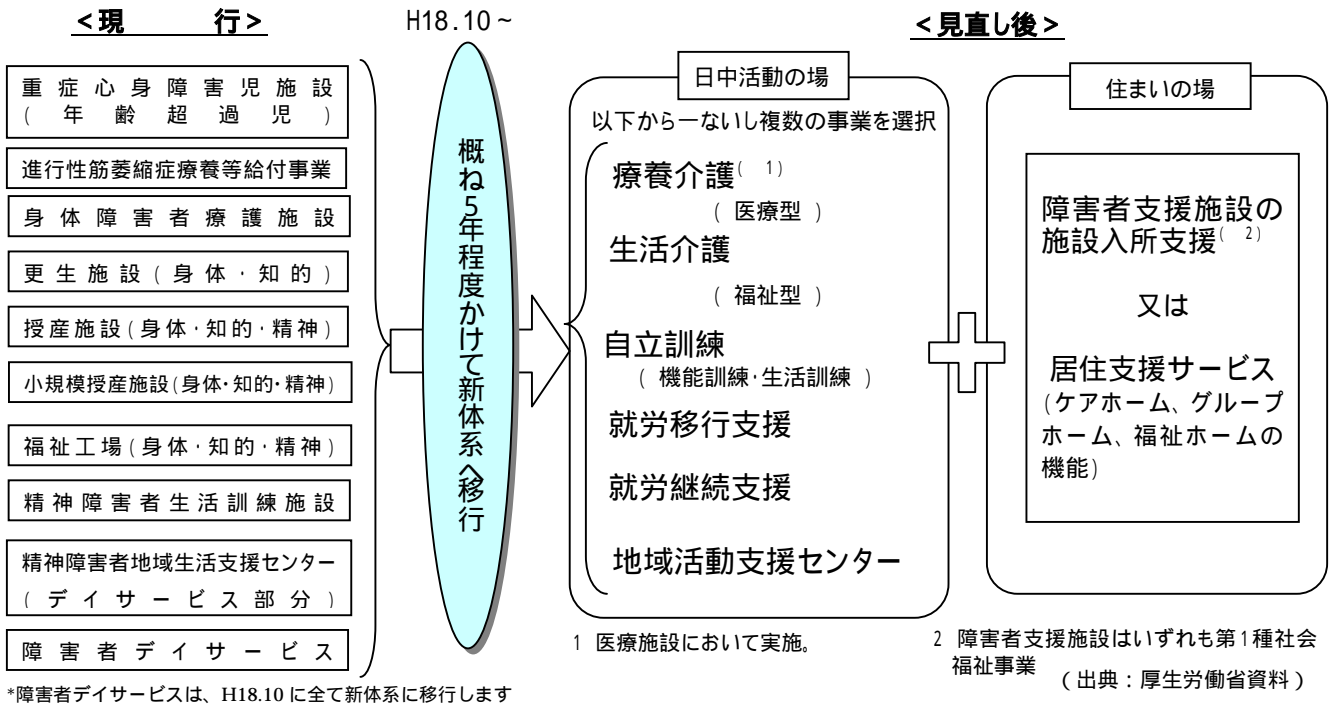
移動介護、地域生活支援センターは市町村が行う地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センター）へ移行します



() 「市町村地域生活支援事業」とは・・・
 地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが望ましい各般の事業について、介護給付等とは別に「市町村地域生活支援事業」として法定化。
 (例：相談支援、手話通訳等のコミュニケーション支援、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等)

(2) 施設サービスの再編

障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編します



*障害者デイサービスは、H18.10 に全て新体系に移行します

障害福祉サービスに関する県・市町村の連絡先

自治体名	担当課	電話番号	FAX 番号	自治体名	担当課	電話番号	FAX 番号
横浜市	障害福祉課	045(671)3601	045(671)3566	葉山町	福祉課	046(876)1111	046(876)1717
	精神保健福祉課	045(671)3891	045(681)2533	寒川町	福祉課	0467(74)1111	0467(74)5613
川崎市	障害計画課	044(200)2927	044(200)3932	大磯町	障害福祉センター	0463(73)4530	0463(73)1285
	精神保健課	044(200)3608	044(200)3932	二宮町	福祉課	0463(71)3311	0463(73)0903
横須賀市	障害福祉課	046(822)8249	046(825)6040	中井町	保健福祉課	0465(81)5548	0465(81)5657
平塚市	障害福祉課	0463(21)8774	0463(35)5770	大井町	福祉課	0465(83)8011	0465(83)8016
鎌倉市	社会福祉課	0467(23)3000	0467(25)1443	松田町	保健福祉課	0465(83)1226	0465(83)1229
藤沢市	障害福祉課	0466(50)3528	0466(25)7822	山北町	健康福祉課	0465(75)3644	0465(79)2171
小田原市	障害福祉課	0465(33)1467	0465(33)1317	開成町	保健福祉課	0465(84)0327	0465(85)3433
茅ヶ崎市	障害福祉課	0467(82)1111	0467(82)5157	箱根町	健康福祉課	0460(5)0800	0460(5)0811
逗子市	福祉課	046(873)1111	046(873)4520	真鶴町	福祉健康課	0465(68)1131	0465(68)5119
相模原市	障害福祉課	042(769)8355	042(759)4395	湯河原町	福祉課	0465(63)2111	0465(63)2940
三浦市	福祉総務課	046(882)1111	046(881)0148	愛川町	福祉課	046(285)2111	046(285)6010
秦野市	障害福祉課	0463(82)5111	0463(82)8020	清川村	保健福祉課	046(288)3861	046(288)2025
厚木市	障害福祉課	046(225)2254	046(224)0229	城山町	福祉推進課	042(782)1111	042(783)1720
大和市	障害福祉課	046(260)5665	046(262)0999	津久井町	健康福祉課	042(784)1141	042(784)7474
伊勢原市	障害福祉課	0463(94)4711	0463(95)7612	相模湖町	健康福祉課	0426(84)3211	0426(84)3618
海老名市	障害福祉課	046(231)2111	046(233)5731	藤野町	健康福祉課	0426(87)2111	0426(87)2811
座間市	障害福祉課	046(255)1111	046(252)7043	神奈川県	障害福祉課	045(210)4717	045(201)2051
南足柄市	児童・障害福祉課	0465(73)8047	0465(74)0545	*このパンフレットは、平成18年1月1日現在において厚生労働省より公表されている資料をもとに作成しています。 (作成者: 神奈川県 V003)			
綾瀬市	障害福祉課	0467(70)5623	0467(70)5702				

